

<東京都看護職員地域確保支援事業>

令和5年度 東京都看護職員地域就業支援施設における復職支援研修について

1 目的

離職した看護職員が、身近な地域において、個々の有する知識及び経験等に応じた再就業支援研修並びに就業相談を受けられる仕組みを構築することにより、潜在看護職員の就業意欲を喚起するとともに、離職看護職員の潜在化を防止するなど、看護職員の再就業促進を図ることを目的とする。

※東京都ナースプラザ（運営主体：公益社団法人東京都看護協会）において実施。

2 東京都看護職員地域就業支援施設（以下「支援施設」という。）の主な役割

事業に参加する施設は支援施設として、都内の地域における看護職員確保対策の拠点となり、「東京都看護師等就業協力員」（支援施設協力員）を配置して、再就業を希望する看護職員に対する復職支援研修及び再就業支援相談を行う。これらの研修及び相談は、支援施設協力員が東京都ナースプラザから派遣する「東京都看護師等就業協力員」（本部協力員）と連携して実施する。

なお、支援施設協力員は、看護管理者又は管理職等で看護業務に理解の深い者を選定し、東京都が委嘱する。

※ 看護師等就業協力員とは

看護師等の就業の促進、看護師等の確保に関する施策及び看護に対する都民の関心と理解の増進に関する施策を行う者として都が委嘱した者。（「看護師等の人材確保の促進に関する法律」第11条第1項）

(1) 復職支援研修の実施

再就業希望者の有する看護等の経験、知識、技術及び就業を希望する時期等に応じた復職支援研修を実施する。研修日程を支援施設側で設定した「3日コース」のほか、受講希望者と日程調整したうえで実施する「1日随時コース」を実施する。

ア 研修対象者

保健師・助産師・看護師・准看護師いずれかの資格を有し、離職中で都内に就業を希望する者

イ 研修内容

東京都が示す標準研修プログラムを参考にして、実施プログラムを作成する。

○ 1日随時コース（看護の魅力再発見講座）

講義（最新の医療・看護の動向、医療安全、感染管理等）、施設見学・看護体験等

○ 3日コース（復職に向けた施設実習実践編）

1日目：講義（最新の医療・看護の動向、医療安全、感染管理等）、施設見学等

2・3日目：施設の特徴に応じ、手技演習や同行訪問等を含む施設実習

※研修生1名に対し、1名の指導者を配置

ウ 実施期間及び回数

・3日コースを1クールとして、年間3クール実施する。

・1日随時コースは受講希望者と調整の上実施する。原則年4回実施分を研修経費の支払い対象とする。

エ 受講者の募集

支援施設がチラシ、HP等により研修の実施について広報し、研修受講者を募集する。

※別途、東京都ナースプラザは各支援施設の企画した3日コースの日程を一覧にし、チラシやホームページ等により、都内全域に対して広報を実施する。

(2) 再就業支援相談の実施

復職支援研修の受講者に対し、求人情報の提供及び再就業に関する相談を実施する。

再就業希望者について、本部協力員と連携して東京都ナースプラザへ引き継ぎ、以降はナースバンクにて就業あっせんや再就業に向けた継続的なサポートを実施する。

(3) 地域の看護職員確保のための取組

支援施設協力員は、地域の看護職員確保のため、以下の項目を実施する。

ア 看護管理者のネットワーク等を活用し、地域における医療機関の求人等に関する情報を収集し、再就業希望者へ提供する。

イ 地域の医療機関等からの看護職員確保に関する相談又は地域の看護職員からの看護業務の継続に関する相談に対し、助言及び情報提供を実施する。

3 事業実施に係る事務

(1) 契約締結

東京都が支援施設を指定した後、公益社団法人東京都看護協会と支援施設は、「東京都看護職員地域確保支援事業に係る復職支援研修及び再就業支援相談実施委託契約」を締結する。

なお、契約は公益社団法人東京都看護協会と締結し以下の事務は東京都ナースプラザ*が実施する。

※東京都ナースプラザ…運営主体：公益社団法人東京都看護協会

(2) 事業計画書等の作成

契約締結後、支援施設は、東京都ナースプラザへ事業計画書や年間執行計画等を提出する。

(3) 研修申込の受付

研修申込の受付は東京都ナースプラザにて行い、東京都ナースプラザは研修生へ受講決定通知を、支援施設へ研修申込者の名簿を送付する。

(4) 受講生の保険加入手続（保険料は公費負担）

東京都ナースプラザが一括して受講者の保険（損害保険、賠償責任保険）加入手続を実施する。

(5) 実績報告等

各コース実施後、東京都ナースプラザに実績を報告し、期日までに請求に係る書類を提出する。

(6) 経費の支払

東京都ナースプラザは支援施設から提出された書類を審査し、契約書に定める支払基準に基づき、支援施設に対して経費を支払う。

研修経費：受講生の受入・指導に係る謝礼、講師謝礼、研修実施に必要な消耗品や案内通知費用等 管理経費：研修事務に係る賃金、託児料、広告経費等
--

4 支援施設としての指定期間

令和6年3月31日までとする。ただし、次年度以降、再度指定することができる。

5 その他

本事業で実施する復職支援研修は令和4年1月より開始した東京都の「看護職員再就業支援事業」における就業・定着奨励金の支給要件に該当します。